

所得が前年に比べて半分以下に減少する方の 令和2年度市民税・県民税の減免について

令和2年6月

神戸市では所得が前年に比べて半分以下に減少する方に対する減免制度を設けております。次に該当する場合には、申請により市県民税が軽減されますので、お問い合わせください。

※ 減免の制度は各市町村によって異なりますので、ご注意ください。

前年に比べて本年の所得が半分以下に減少した場合は、その減少率に応じて市県民税が減免されます。なお、この減免は原則その年の所得が確定してからの適用になりますので、例えば令和2年度市県民税についての減免申請ができるのは、令和3年1月以降になります。（ただし、病気やケガ等で離職・廃業したなど、申請時点以降から当年の年末まで所得が明らかにならないと見込まれる場合は、ご相談ください。）

(1) 減免が受けられる方・・・①と②の両方の要件を満たす方

- ① 令和元年中（注1）の合計所得金額が400万円以下（注2）で、
- ② 令和2年中の普通所得（注3）の金額が令和元年中の普通所得の半分以下に減少する（下記の(3)が0.5以上になる）と認められる方

注1 令和元年中とは、平成31年1月～令和元年12月までの一年間をいいます。

注2 控除対象配偶者・扶養親族のある人は、その配偶者控除額・扶養控除額等（16歳未満の年少扶養親族については33万円、同居特別障害者については23万円）をその方の合計所得金額から差し引いた金額が400万円以下になるかどうかで判定します。

注3 普通所得の金額とは、総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得に係る所得金額以外の金額をいいます。（給与所得とは給与支払金額ではなく、給与所得控除後の金額のことです。）

(2) 減免対象となる税額

令和2年度の市県民税年税額のうち、普通所得に対する所得割額（均等割額は減免対象から除かれます）。

(3) 減少率

$$\text{減少率} = \frac{\text{前年の普通所得の金額} - \text{本年の普通所得の金額}}{\text{前年の普通所得の金額}}$$

(4) 減 免 額

減免対象となる税額 × 減少率 × 0.5
<p>《具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年中の普通所得金額が 350 万円 ・ 令和 2 年中の普通所得金額が 140 万円 ・ 令和 2 年度の市県民税年税額のうち、普通所得に対する所得割額は 60,000 円 <p style="text-align: right;">の場合</p>

I 減少率 = (350 万円 - 140 万円) / 350 万円 = 0.6

II 減免額 = 60,000 円 × 0.6 × 0.5 = 18,000 円

※ 上記の例はあくまでも概算ですのでご注意ください。

(5) 手続きの方法

以下のものをお持ちになって、区役所の市税の窓口または新長田合同庁舎 3 階にお越してください。

- ・ 印鑑、令和 2 年中の所得状況のわかる書類（確定申告書の控等）

※原則、令和 2 年中の所得が確定してから手続きいただくことになります。

申請時点以降から当年の年末まで所得がないという見込みが高く、見積（段階の）所得で申請する場合は、源泉徴収票（又は収支内訳書等）をお持ちください。

お問い合わせ先

- **窓口にお越しの場合** ※区役所にお越しの際は、テレビ電話での対応となります。

区役所（市税の窓口）	所在地
東灘市税の窓口	東灘区住吉東町 5 丁目 2-1（東灘区役所 3 階）
灘市税の窓口	灘区桜口町 4 丁目 2-1（灘区役所 1 階）
中央市税の窓口	中央区雲井通 5 丁目 1-1（中央区役所 3 階）
兵庫市税の窓口	兵庫区荒田町 1 丁目 2 1-1（兵庫区役所 6 階）
北市税の窓口	北区鈴蘭台北町 1 丁目 9-1（北区役所 5 階）
須磨市税の窓口	須磨区大黒町 4 丁目 1-1（須磨区役所 1 階）
垂水市税の窓口	垂水区日向 1 丁目 5-1（垂水区役所 2 階）
西市税の窓口	西区玉津町小山 1 8 0-3（西区役所 2 階）

長田区は、新長田合同庁舎 3 階（長田区二葉町 5 丁目 1-3 2）にお越してください。

- **電話で問い合わせの場合** TEL: 0 7 8 - 6 4 7 - 9 3 0 0（神戸市 市民税課）